

福知山市入札監視委員会（平成30年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成30年9月26日（水） 午後2時10分～4時30分 ハピネスふくちやま3階 会議室1	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋行雄（弁護士） 委員 菊田学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 吉田周邦（公認会計士）	
議 事 概 要	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者受付状況・格付基準ほか ・福知山市入札監視委員会設置要綱の一部改正及び同委員会運営要領の一部改正について <p>2 議事</p> <p>(1) 平成29年度（10月～3月）の入札・契約の実施状況について</p> <p>(2) 抽出工事に関する審議について</p> <p>(3) 次回抽出委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菊田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） 	
審 議 対 象 期 間	平成29年10月1日 ～ 平成30年3月31日	
条件付一般競争入札	4件	対象件数 6件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	1件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>○最低制限価格の設定の仕方を検討していただきたい。</p> <p>○緊急性の随意契約において市民の安全が第一だが、その中でいかに安くするのか意識を持っていただきたい。</p> <p>○落札業者の傾向等を審議するため、資料に落札者を入れていただきたい。</p>	

別 紙

「1 平成 29 年度下半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○以前から随意契約の落札率が高い傾向がある。市としてどのような対処を考えているのか。	<p>随意契約ガイドラインに基づき、価格交渉により価格を下げるようにしているが、今後も引き続き努力を続けたい。</p> <p>内容を精査し、競争入札へもっていく努力を引き続き強化したい。</p>

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

- 1 下水工第 8 号 法川排水区 雨水排水路新設工事（その 3）…条件付一般競争入札
 下水工第 5 号 法川排水区 雨水排水路新設工事（その 2）…条件付一般競争入札

意見・質問	回 答 等
○工事箇所は福知山城のすぐそばになるのか。この前の大雨で浸水しているが、工事が完成した後も浸水があったということか。	<p>区間を分けて工事をしており、まだつながっていない状態である。下流側の国土交通省のポンプ場との関連性や別の場所で河川工事が行われており、それが完成しないと状況は分からないと考えている。</p>
○下水工第 8 号は、変更契約で 1, 2 0 0 万円近く増加しているが、その増加内容はどのようなものか。	<p>施工に使った覆工板について従来の物だと、通行止めの時間が長くなり、苦情が多くあることや、1 日の作業量が確保できないため、新しい方法に変更したことによるものである。</p>
○入札の段階では、覆工板の仕様変更について計上されていなかったのか。	<p>当初の設計には、先行型の路面覆工については入っていない。この工事が始まる前の別工事において、従来の方法では難しいということがわかっていたので入札後、よい方法がないか協議する中で先行型路面覆工の工法が見つかり、通行止めの期間も短くできるということで、この方法を採用し、変更した。</p>

<p>○同じことが下水工第 5 号でも言えるのではないかと。こちらは減額変更がされているが、同じようにならないのか。</p>	<p>下水工第 5 号の工事については、覆工板の必要もなく、通常用いる矢板の数量が減ったため、減額の変更となっている。</p>
<p>○別の工事で、通行止めに支障が出たことだが、それはいつごろのことか。</p>	<p>工期は平成 28 年の繰越工事で、平成 29 年度に施工している。 [平成 29 年 8 月 9 日から平成 30 年 3 月 23 日]</p>
<p>○別の工事の時に通行止めに支障が出て、今回下水工第 8 号の入札が秋口だが、それまでには、適切な方法が見つからず、入札後業者が決まって工事が始まってから適切な工法が見つかったという理解でいいか。</p>	<p>そのとおりである。今回の工事場所は、別の工事場所と比べて交通量が大変多い場所になり、地元との協議の中でも今回の工事場所はよい方法を探さないといけないということになった。</p>
<p>○工法が見つかったときに、安易に採用するのではなく、その工法で施工するときはどうしたら安くできるのか検討したのか。</p>	<p>今回の変更で採用した先行型覆板工法は、割高になるが、従来の工法に比べて早くきれいに施工でき、さらに通行止めの時間も短くできるためこの方法でないと施工できないとしてこの工法を選んだ。</p>
<p>○下水工第 8 号は予定価格事後公表の案件であり、これについて検討する必要があると思うが、最低制限価格未満で失格した業者が 8 者ということは、落札した業者より安くできるという業者が 8 者もあり、しかも A 1 等級である。福知山市を代表するような会社がこれよりも低価格でできると提示しているにもかかわらず失格になっている。これは、業者の積算がおかしいのか、予定価格に問題があるのか検討する必要があると思う。何に基づいて予定価格が算定されたのか厳しく検証しないと事後</p>	<p>一般的な物価版を使う場合もあれば、単価調査をする場合もある。今回の場合は、単価調査をして算定した。業者はそれぞれ付き合いのある業者から見積りを取り積算している。市の価格調査と業者が取った見積りの差が積み重なり今回の状況となったと思われる。</p>

<p>公表の試行をしている意味がない。予定価格の算定にはどのような根拠があるのか。</p> <p>○それでよしとするのはどうなのか。現実には安い価格で施工できる業者が多くいる。入札に参加した半数以上の業者ができるとしているのだから、最低制限価格の設定のあり方がどうなのかを検証しないといけない。</p> <p>入札金額のばらつきを見ると、各業者が競い合っていて競争原理が大いに働いて非常によい傾向だと思うが、落札した業者が真ん中より上の金額で落札となると問題があると思う。最低制限価格を出すときに発注者側で算出した金額そのまま出しているのか、更に率をかけて価格を下げるシステムを作るなどしてもいいのではないか。仕事の質そのものはA1業者という技術力、信用のある業者を選んでいるのだからそういうところを加味していただきたい。</p>	<p>最低制限価格について、中央公契連のモデル式を参考に設定している。予定価格から最低制限価格までが有効な入札であるとしている。仮に落札率が100%近い入札になっても有効であるという考え方をしている。ただし、税金を財源として事業を実施していることもあるため、入札制度を継続して研究し、解決する方法があれば検討していきたい。</p>
---	---

2 下水工第16号 中部幹線管路更生工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○今回の案件については工法と予算が合わなかったため、辞退率が高いということだが、辞退が何%になったら再度やり直すなど、競争性を働かせるため工夫は検討しないのか。</p> <p>○結局2者での入札となっている。入札する業者が少なく競争性が働かないと考えられる場合に、条件を変え</p>	<p>安価で発注したいという思いはあるが、各工法で先に設計をし、高い工法を落としていった結果なので、これをさらにとするのは難しいと考えている。</p> <p>一般競争入札で実施しており、参加要件を満たす業者も多く、また、誰が参加しているかわからない状況であるので、業者数にかかわらず競争性</p>

<p>てやり直す等のルール作りは出来ないのか。</p> <p>○工事概要にはボックスカルバート更生とパイプカルバート更生があるが、工法が4つある中でこの2つを指定しているのか。</p> <p>○9者が参加しながら、7者が辞退している。一定の標準化された工法だと他の7者も同じような条件であり、今回の辞退は別の要因があるのか。</p> <p>○そうなると特定の業者しか予定価格に合うような応札ができず最初から絞られてしまうことになる。</p> <p>管更生の工事の過去の平均落札率を</p>	<p>は確保されていると考えている。</p> <p>辞退率については、毎回テーマに上るため、辞退率が高い案件の傾向等を調べた経過がある。特殊な案件等は辞退率が高いという傾向があるので、引き続き発注の工夫等をしていきたい。</p> <p>ボックスカルバートとパイプカルバートについては、管の形状を表したもので工法ではない。ボックスカルバートは函状の管でパイプカルバートは丸い管になる。</p> <p>工法を大きく分けると機械を中に入れて施工するタイプと今回採用された中に人が入って組み立てていくタイプの2種類の工法があり、管延長が長くなった場合は機械を入れたほうが安くなる。管延長が短い場合は機械を持ってくる分割高になる。</p> <p>施工条件・場所によっても工法が変わるので、市も4種類の工法を比較設計し一番安価な工法で設計し、発注する形をとっている。延長が長くて大きな管渠だと4工法すべてができ、辞退率が下がった可能性があると思う。</p> <p>各工法に工法協会があり、その協会に入り、安全管理の講習や技術講習を受けて専門技術者となり作業をされる。市としては、競争性を高めるために専門技術者は自社でなくてもよいという条件をつけているが協会は協会員を守るという立場でそれ以外のところには見積もりを出さないということもわかっているのでどこの業者でも4工法すべてから見積りを取ってできる状況ではないということ把握してる。</p>
--	--

<p>調べて他の工事とどう違うのか、この工事が突出して高いのか安いのか次回示していただきたい。</p>	
---	--

3 土木第 191 号 小谷線応急仮工事…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○安全性等を勘案し、ルールにある入札をせずに随意契約したということが緊急性という概念に入るかどうかを伺いたい。</p> <p>○採用率が高いと感じるが。</p> <p>○緊急対応ということで、市民の安全が第一だが、競争性が働かないことは理解するが、その中でもいかに安く対</p>	<p>いつ斜面がずってもおかしくない状況で、その下に市道が通っている。この道は集落に行く生命線でここがふさがれると孤立してしまうという重要な路線で緊急に対応する必要があり、1日も早く通行の安全確保を図りたいということで仮設道の応急工事に取り掛かった。工期については、3月末から5月末まで延長しているが、3月9日に発注して年度内に20日くらいしか工期がとれないので延長を考えた中での対応となった。ただ、応急対応をする必要があり、早急に進めていただき、実際の工事については、ほぼ3月末に完成している。</p> <p>積算自体がシンプルな工種になるので、業者も積算をしやすかったと思う。何よりも早急に対応していただきたいというのが第一の目的になるので、結果的に市の設計額とかなり近くなったと思われる。</p> <p>今回の工事内容は応急的な対応が含まれており、建設業者の作業工程の中で一番利益が出る資材の投入など当初の段階での対応が集中し、そのあたりを見積もられたことがこの高い採用率に影響が出たと想定している。</p>

<p>処していくかという意識は持っていた だきたい。</p> <p>○近接の業者とあるが、どこに会社があるのか。また、ほかに業者はないのか。</p> <p>○第1回の変更理由で、30年3月労務単価特例措置により変更するとあるが、特例措置が出来たから期間を延ばしたというようにも読めるがこれはどういうことか。</p>	<p>大江町河守地内にあり、現場から5キロ以内にある。ほかにもあるが、A1の業者は2者あり、3ヶ月前にも同じ場所で崩土がありその時に応急対応をお願いしたのが今回の業者で現場状況をよく知り、機動力のある業者をお願いした。</p> <p>平成30年2月27日付で国交省から技能労働者への適切な賃金水準確保という通知があった。その通知を受けて市として3月1日以降に旧労務単価を用いたコンサル業務や、工事請負契約に対して新単価における賃金を採用するようとの通知であったため、3月1日以降の契約案件については受注者からの申請があれば変更契約をしている。</p>
---	---

4 教総第96号 遷喬小学校教室棟増築工事…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○抽出資料に落札業者が示されていない。5件のうち2件が同じ業者であり、特定の業者に偏った形になっていないかという観点から見るができない。資料に落札業者も入れていただきたい。</p> <p>○現在工事中だが、今後変更が発生する予定はあるのか。</p> <p>○本件も最低制限価格未満の失格で優秀な業者が失格している。適正な競争の結果、安いところに仕事がいく仕組みを考えていただきたい</p>	<p>御意見として検討させていただきたい。</p> <p>現在のところ、変更の予定はない。</p>

--	--

5 教総第84号 下六人部小学校スクールバス乗降場整備ほか工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○1, 100万円から1, 800万円に約1.5倍に変更されている。その内容の詳細と、事前に仕様を盛り込んで入札できないのか。</p>	<p>2回変更しているが、1回目の変更理由としては乗降場の施工にあたり地盤を掘削した結果、非常に弱かったことが分かり、土質試験、路床安定処理工を行ない、下層路盤工を廃工した。また、スクールバスの乗り入れに伴う歩行者等の安全確保のため、乗り入れ付近の道路に有蓋側溝工の12.7mの延長を追加している。また整備に伴う学校及び地元との協議調整に日数を要したため、工期を延長している。2回目の変更理由は、学校との協議の結果、小学校門柱の復旧をしている。</p>
<p>○当初、地盤の脆弱さについて市として想定していなかったのか。また門扉は安全のため必要なのか。</p>	<p>把握できていなかった。 門扉については学校の施設になるので必要だ。</p>
<p>○指名理由だが、土木一式のB等級でできる工事だと思うが、学区を優先してA1、A、B等級の登録業者となっている。B等級で市内全部から選定すれば違った形の競争があったのではないか。</p>	<p>業者選定については、市内それぞれの地域性でお世話になっている。突発修繕など緊急に修理の必要があることもあり、近くの業者に対応してもらっていることもあって指名選定では地域性を生かしていきたいと考えている。その中で、財務規則等に基づいて指名業者数を選定している。地域性の中でもその等級に満たない場合は上位等級から選定するという基準もあるので、まず地域性という観点から業者選定をした。</p>
<p>○工事前の写真を見ると地面が露出しているのに軟弱な地盤だから分からなかったということはおかしい。また、門扉を作るというのは、スクールバスの乗降場とはまったく関係がない。こういうことで追加工事をし</p>	<p>土壌については想定外ということがあり、工事委任課と調整した際も事前にそういったことはなかったため、実際掘ってみて初めてわかった。写真でもわかると思うが、グラウンドといっても南側はずっと草が生えている状況だったので把握できていなかった。</p>

<p>てもいいのか、きちんと議論されていると思うが、門扉を作るのは学校のシンボルだから分からないことはないが、この工事の中でしていいのか説明ができないと感じる。</p> <p>○明らかにこれだけ地盤が露出していて、地盤が弱かったという話はまずとおらない。あと、門扉を余分に作ったということは許されることなのか。</p> <p>○今回、この工事で作ってよいのかということだ。お金の使い方として問題で今後はやめていただきたい。</p>	<p>写真にも写っているが、当初は南側に門があった。最初は入り口はあるけれども門はいらないであらうという学校との調整があったが統合委員会で調整する中で、シンボリックなもので昔からの経過もありどうしても復元してほしいということになった。</p>
---	---